広島県告示第四百四十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十二年五月十七日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
三原こころ薬局	三原市中之町九―一一八三―四	精神通院医療	平成二二年五月一日
丸山薬局	尾道市西久保町一二―三〇	精神通院医療	平成二二年五月一日
ひまわり薬局	尾道市因島土生町二〇一六―三	精神通院医療	平成二二年五月一日
中央薬局府川店	府中市府川町一七二	精神通院医療	平成二二年五月一日
竹乗天命堂薬局	東広島市河内町中河内六九一―一	精神通院医療	平成二二年五月一日
中町薬局	江田島市能美町中町四九四八―四〇	精神通院医療	平成二二年五月一日